

(第50回定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第50回 報 告 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社 JMS

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国では緩やかな景気回復がつづく一方、新興国では、先進国の緩慢な景気回復を受け輸出が伸び悩み、停滞色の強い状況から抜け出せていません。国内経済は、昨年4月の消費税率引き上げを受けて弱含んだものの、後半は原油価格の下落や物価上昇率の低位安定、雇用の改善といった要因もあり、緩やかな回復軌道をたどっています。

そうした中、当社グループを取り巻く環境は、海外においては、新興国を中心に医療市場の成長が続き、現地及び各国メーカーによる競争も激化しています。また、国内においては、医薬品医療機器等法が制定され、異業種からの新規市場参入が加速するとともに医療機器に対する安全性や品質等への要求が一層強まる一方で、少子高齢化の進展、国家財政及び医療保険財政の深刻化を背景に、薬価・材料価格を引き下げ、医療費全体の伸びを抑える医療政策が継続しています。

このような環境の中、当社グループは、「患者様第一主義」の企業理念に基づき、「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」、「医療を必要とする方のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上」というテーマに引き続き積極的に取り組み、製品の開発、生産、販売を進めるとともに、経営の品質と企業価値の向上に努めております。

当連結会計年度におきましては、こうした取り組みの一環として、シリンジ(注射筒)に充填された薬液を一定量、一定速度で持続的に患者さんへ投与する装置「シリンジポンプSP-520」や、心臓血管外科手術で使用する人工心肺装置の模擬トレーニングを簡便にできる人工心肺用モバイルシミュレータ「PIT」、毒性を有する抗がん剤を取り扱う際の薬剤飛散リスクを軽減し医療従事者の方を守る抗がん剤調製・投与クローズドシステム「ネオシールド」、更に、パイオニア株式会社の「非侵襲小型血流センサー素子」の技術を応用し開発した、からだを傷つけることなく血流量を測定できる世界最小・最軽量の医療用レーザ血流計「ポケットLDF」等の提供を開始いたしました。

また、国内外で増大する医療機器の需要に応えるとともに、コスト競争力を高めることで効率的な医療への一層の貢献を目指し、フィリピン共和国における新工場建設と、国内主力工場のひとつである出雲工場の増築に着手しております。

当連結会計年度のシステム別業績に関しご報告申し上げます。

輸液輸血群におきましては、海外において、東南アジア・アフリカ向け血液バッグや米国向け成分献血用回路等の販売が増加したことに加え、国内において、ニードルレスアクセスポート「プラネクタ」を備えた輸液セットの販売が引き続き拡大したことから、売上高は265億78百万円(前連結会計年度比4.3%増)となりました。

一般用品群におきましては、国内において、主力である医療用手袋の販売が

拡大したものの、昨年4月の消費税増税前の駆け込み需要の影響が残り販売が伸びなかったことから、売上高は45億62百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。

透析群におきましては、海外において、欧州及び中国向けのAVF針（血液透析用針）の販売が拡大したことに加え、国内において、腹膜透析関連製品やプレフィルドシリンジ製剤「ヘパフィルド」の販売が拡大したことから、売上高は178億95百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。

循環器群におきましては、国内において、プレコネクティング心肺回路の販売が拡大したものの、ペースメーカーや人工心肺装置の販売が低調に推移し、売上高は44億70百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。

その他取扱商品の売上高は、18億94百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比2.9%増加の554億1百万円となりました。

利益につきましては、円安に伴う仕入コストの上昇、進出国の経済発展に伴う労働政策の見直し等による海外生産工場の労務費の上昇に加え、為替差損等もあり、経常利益は3億73百万円（前連結会計年度比68.6%減）となりました。また、当期純利益は、前連結会計年度比32.9%減の1億39百万円となりました。

## システム別販売実績

区 分	平成26年3月期 (前連結会計年度)		平成27年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
輸液輸血群	25,488	47.3	26,578	48.0	1,089	4.3
一般用品群	4,658	8.7	4,562	8.2	△96	△2.1
透 析 群	17,390	32.3	17,895	32.3	504	2.9
循 環 器 群	4,523	8.4	4,470	8.1	△52	△1.2
そ の 他	1,799	3.3	1,894	3.4	95	5.3
合 計	53,860	100	55,401	100	1,540	2.9

(注) 当社グループは、医療機器・医薬品の製造・販売を主な事業内容としており、上記の5システムにて事業活動を展開しております。

(参考) セグメント別販売実績

区 分	平成26年3月期 (前連結会計年度)		平成27年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	36,849	68.4	36,199	65.4	△650	△1.8
東南アジア	8,276	15.4	9,568	17.3	1,292	15.6
中 国	1,389	2.6	1,564	2.8	175	12.6
ド イ ツ	3,028	5.6	3,395	6.1	366	12.1
ア メ リ カ	2,705	5.0	2,830	5.1	124	4.6
そ の 他	1,611	3.0	1,843	3.3	232	14.4
合 計	53,860	100	55,401	100	1,540	2.9

- (注) 1. 当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本・東南アジア・中国・ドイツ・アメリカの5つを報告セグメントとしております。
2. 前連結会計年度の「その他」の区分は、国内子会社及び韓国の現地法人の事業活動を含み、当連結会計年度の「その他」の区分は、国内子会社及び韓国の現地法人並びにフィリピンの現地法人の事業活動を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は49億円であり、その主なものは、生産能力強化のための設備及び老朽化設備の更新のほか、建設中のフィリピンにおける新工場建設及び出雲工場の増築であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新興国を中心とした医療市場がその経済成長とともに拡大を続ける中、各国メーカーによる競合も引き続き激しさを増しております。また先進国では、先端医療等高額医療への需要が拡大することに加え、高齢者人口の増加に伴う医療サービスへの需要増等で医療費の増大による国家の財政負担の一層の深刻化が見込まれることを背景に医療費に対する支出の抑制が継続して実施される等、今後も厳しい状況が予測されます。

このような環境の中、当社グループにおきましては、患者・医療従事者の皆さんの安心と安全に寄与する製品とサービスの提供を目指し、次のとおり対応して参ります。

(医療の安全と効率化に貢献できる製品の開発)

「患者様第一主義」の企業理念に基づき、「医療の安全」を実現する感染・医療事故防止を目的とした製品群、あるいは病院や在宅での治療や看護を容易にする等医療現場で求められる「医療の効率化」に貢献できる製品群、患者さん自身の機能回復を助け「QOLの向上」を支える製品群等の開発に引き続き注力するとともに、将来を担う「再生医療」など先端医療分野の製品開発についても積極的に取り組んで参ります。

(生産の効率化等)

生産に関しましては、生産拠点を拡充するとともに、生産効率の向上と技術革新に当社グループ全体で継続的に取り組み、一層の品質の安定化、コストの低減を進め、製品の競争力を高めていくとともに、効率のよい物流体制を整備・維持し、今後も安心・安全な製品を世界中の患者・医療従事者の皆さんのもとに届けて参ります。

(グローバル展開への取り組み)

国や地域によって選択の基準が異なる中、これまで培ってきた当社の製品力、技術力を活かし、また、国内外の優れた企業とのアライアンスも図りながら、それぞれの医療ニーズに合った医療機器を提供すべく、戦略的に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期
	(平成24年3月期)	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	46,836	49,068	53,860	55,401
経 常 利 益(百万円)	1,382	1,879	1,187	373
当 期 純 利 益(百万円)	942	1,277	207	139
1株当たり当期純利益(円)	21.84	29.41	4.25	2.85
総 資 産(百万円)	45,430	51,286	53,222	60,452
純 資 産(百万円)	25,184	29,462	30,619	31,530

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD.	百万シンガポールドル 16	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	百万円 96	100 %	医療機器の製造・販売
株式会社韓国メディカル・サプライ	百万ウォン 200	80.3 %	医療機器の製造・販売
バイオニック・メディツィンテック G m b H	百万ユーロ 1	100 %	医療機器・医薬品の販売
ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーション	百万米ドル 5	100 %	医療機器・医薬品の販売
PT. ジェイ・エム・エス・バタム	百万ルピア 43,243	100 %	医療機器の製造
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン, INC.	百万フィリピンペソ 212	100 %	医療機器の製造
(持分法適用関連会社) 株式会社ジェイ・オー・ファーマ	百万円 2,000	33.5 %	医薬品の製造・販売

(注) 1. PT. ジェイ・エム・エス・バタムはジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD. の100%出資であり、間接所有の子会社であります。

2. ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン, INC. は平成26年5月20日に設立しております。

### ③ その他

株式会社カネカとの間に、業務・資本提携契約を締結しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、さらにその事業に関連する保守及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

システム別の主な取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
輸 液 輸 血 群	輸液セット、ニードルレスアクセスポート、栄養セット、血液バッグ、成分献血用回路、延長チューブ、シリンジ(注射筒)、注射針、翼状針 他
一 般 用 品 群	医療用手袋、不織布製品 他
透 析 群	血液透析装置、人工腎臓(ダイアライザー)、人工腎臓用血液回路、A V F 針(血液透析用針)、プレフィルドシリンジ製剤、腹膜透析液 他
循 環 器 群	膜型人工肺、人工心肺装置、人工心肺回路、ペースメーカー、血管造影用カテーテル 他
そ の 他	上記以外の取扱商品

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本社・中央研究所	広島市中区加古町12番17号
東京本社	東京都品川区南大井一丁目13番5号
営業所	札幌、仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
工場	出雲（島根県）、大野・三次・千代田（広島県）

### ② 子会社

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD.	本社・工場	シンガポール
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	本社・工場	中国

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,955 名	189名減

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,591 名	15 名増	40.5 歳	16.9 年

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー計193名及び派遣社員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社 広島銀行	3,460 百万円
株式会社 もみじ銀行	1,630
株式会社 みずほ銀行	1,340
株式会社 山陰合同銀行	1,105
株式会社 伊予銀行	1,005



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 49,466,932株（自己株式712,214株を含む）
- (3) 株主数 5,621名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 カ ネ カ	4,947千株	10.14 %
一 般 財 団 法 人 土 谷 記 念 医 学 振 興 基 金	3,800	7.79
土 谷 佐 枝 子	2,015	4.13
社 会 福 祉 法 人 千 寿 会	2,000	4.10
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,790	3.67
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,722	3.53
大 下 産 業 株 式 会 社	1,142	2.34
J M S 共 栄 会	971	1.99
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	760	1.55
株 式 会 社 も み じ 銀 行	732	1.50

(注) 持株比率は、自己株式（712,214株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 窪 宏 章	
専務取締役	村 上 克 宏	
取締役	国 富 純	生産管掌生産統括部長
取締役	泉 和 雄	薬事・品質保証管掌兼ME事業管掌
取締役	森 川 重 美	国際事業管掌国際事業統括部長
取締役	粟 根 康 浩	営業管掌営業統括部長
取締役	佐 藤 雅 文	研究開発管掌研究開発統括部長
取締役	桂 龍 司	経営企画管掌経営企画部長
取締役	井 口 明 彦	株式会社カネカ常務執行役員医療器事業部長
常勤監査役	兼 口 昇 万	
監査役	林 原 康 三	税理士
監査役	早稲田 幸 雄	フマキラー株式会社社外監査役、公認会計士
監査役	池 村 和 朗	弁護士

- (注) 1. 取締役 井口明彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 林原康三氏及び監査役 早稲田幸雄氏並びに監査役 池村和朗氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 林原康三氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 早稲田幸雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 ( 1名)	154百万円 ( 2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 ( 3名)	17百万円 ( 7百万円)
合 計	13名	172百万円

(注) 平成12年6月29日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬を年額170百万円以内と、また、平成4年8月27日開催の第27回定時株主総会において、監査役の報酬を年額30百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役井口明彦氏は、株式会社カネカの常務執行役員医療器事業部長を兼務しております。同社は、当社の主要株主であり当社と業務・資本提携契約を締結しております。

監査役早稲田幸雄氏は、フマキラー株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は、フマキラー株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役池村和朗氏は、弁護士であります。なお、当社は、同氏の所属する広島中央法律事務所との間に特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	井口 明彦	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	林原 康三	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	早稲田幸雄	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	池村 和朗	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社都合のほか、当該監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大なる支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、平成27年4月21日開催の取締役会で一部改定しております。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改定したものであり、その内容は以下のとおりであります。

#### 内部統制システムの基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 取締役会はコンプライアンス担当取締役を選任し、その指揮・監督の下、全社横断的なコンプライアンス体制を確立するとともに、定期的に状況報告を受ける。
  2. 業務執行をしない社外取締役を置くことにより、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化する。
  3. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め取締役の業務執行を監査する。
  4. 業務執行部門から独立した内部監査部門が、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
  5. 法令等または社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口を設置し、法令等違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
  6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を、社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を閲覧することができる。
  2. 個人情報及び重要な営業秘密を、社内規程に基づき、適切かつ安全に保存・管理する。
  3. 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 当社及び当社グループ各社は、品質、コンプライアンス、災害、環境、情報セキュリティ等事業推進において想定される様々なリスクについては、社内規程等に基づき、責任担当部署を中心に適切に管理し、必要な対応を行う。
  2. 当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生しまたは発生するおそれが生じた場合は、速やかに取締役会に報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、迅速かつ組織的に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的な達成の方法を定め、その達成に努める。
  2. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行についての責任及び権限を明確にするとともに、社内規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
  3. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行の結果を定期的にレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、グループ各社の独立性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告を義務づけるほか、重要案件については、事前協議を踏まえた上で取締役会の承認を要するものとする。
  2. 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
  3. 当社は、グループ各社に共通の企業理念を定め、グループ各社にコンプライアンス担当役員を任命させ、グループの取締役・使用人一体となった法令遵守の思想の徹底及び企業倫理の向上を図る。
  4. 当社は、グループ各社の役員及び社員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、各担当取締役を経由して当該発生事実を当社社長、コンプライアンス担当取締役及び監査役へ報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、事態の適正な収拾、再発防止策の立案、取締役会への報告を行う。
- ⑥ 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するための体制
- 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するため、基本的な方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、継続的な見直しを行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこと求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を要請した場合は、職務に適した使用人が監査役の職務を補助する。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。
2. 使用人の異動に関しては監査役に事前に説明を行う。

⑨ 第7項の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。また、監査役の指示により、必要な会議へ出席（監査役の代理出席を含む）する。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を、また、監査役から要請がある場合はその事項を、速やかに報告する体制を整備する。

⑪ 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。

⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役がその職務執行について当社に対し費用の前払い等を請求した場合は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査役職務執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の前算を設ける。

⑬ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役の意見交換会、監査役と会計監査人との意見交換会を定期に開催する。また、監査役は主要な稟議書を閲覧し、取締役または社員に対しその説明を求めることができるほか、重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、1965年（昭和40年）の創業当初より引き継がれている「人と医療のあいだに・・・」という創業精神の下、「患者様第一主義」を企業理念として掲げ、患者さんのQOL（Quality of Life）の向上を目指した企業活動を推進することにより、当社グループの株主・患者さん・医療従事者・取引先・地域住民等全てのステークホルダーの皆様利益・幸せを実現していくことにその淵源を有するものと考えます。

このような当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます）の下においても、中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益は毀損されることとなります。したがって、大規模買付行為の目的からみて買取者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白である等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる大規模買付行為は不適切であると考えます。

さらに、大規模買付行為の中には、1) 一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、2) 大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、3) 大規模買付行為に対する賛否の意見または買取者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買取者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。当社はこれらの大規模買付行為も不適切であると考えます。

当社は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、株主の皆様がその提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことを好ましいと考える反面、以上のように、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反するおそれのある大規模買付や株主の皆様による適切な判断が困難な方法で大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

### ② 基本方針の実現に資する取組み

#### (イ) 企業価値向上への取組み

当社は、医療機器メーカーとして、創業以来独自の技術力とブランド力を培い、輸液・輸血分野、血液透析・腹膜透析分野、循環器分野といった幅広い医療領域において、たゆまぬ研究と製品開発の中から生み出した多種多様



な医療機器や医薬品を、高い品質と安全性を最優先に医療現場にお届けすることにより、患者さんが安心して治療を受けることができる環境の提供に寄与して参りました。

加えて、中長期的には、医療事故への非難の高まり、医療費の抑制、社会の高齢化等医療領域を巡る外部環境の変化を踏まえた4つのテーマ、すなわち「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」、「医療を必要とする方のQOLの向上」を掲げ、当社の事業の方向性を明確にするとともに、選択と集中による経営資源の配分の見直しを継続的に進め、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、積極的な事業投資、設備投資を行うことにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に取り組んで参りたいと考えております。

そして当社は、こうした取組みの着実な遂行を通じて株主の皆様からの信頼と理解を得ていくことで、企業価値または株主の皆様共同の利益をよりいっそう向上させることにより、基本方針の実現につとめて参ります。

(ロ)基本方針に照らし不適切な者による支配の防止のための取組み

当社は、当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）を取得し、当社の財務及び事業の方針の決定の支配を目指す者（以下「買収者」といいます）に対し、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、株主の皆様が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、買収者の提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切に判断を下すべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記①の基本方針を踏まえ、大規模買付行為がなされた場合について、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行

為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成27年4月21日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針について、法令の改正等も踏まえ、所要の変更を行った上で、これを継続することを決議いたしました。

### ③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものであることから、当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、上記②の取組みが当社取締役の地位維持を目的として取締役会により恣意的に運用されることを防止するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。また、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルール設定」及びその「ルールが順守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、本定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針承認の件」を付議いたします。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	34,431	流動負債	20,609
現金及び預金	4,711	支払手形及び買掛金	8,264
受取手形及び売掛金	16,233	短期借入金	4,770
商品及び製品	6,863	1年内返済予定の長期借入金	1,627
仕掛品	2,342	未払金	2,900
原材料及び貯蔵品	3,254	未払法人税等	54
繰延税金資産	195	繰延税金負債	27
その他	924	製品保証引当金	9
貸倒引当金	△94	賞与引当金	1,094
固定資産	26,021	資産除去債務	21
有形固定資産	21,055	その他	1,839
建物及び構築物	4,956	固定負債	8,312
機械装置及び運搬具	7,464	長期借入金	6,374
工具、器具及び備品	2,611	繰延税金負債	572
土地	2,782	役員退職慰労引当金	85
建設仮勘定	3,240	退職給付に係る負債	675
無形固定資産	627	資産除去債務	236
投資その他の資産	4,337	その他	368
投資有価証券	3,209	負債合計	28,922
繰延税金資産	142	(純資産の部)	
その他	989	株主資本	29,749
貸倒引当金	△3	資本金	7,411
		資本剰余金	10,362
		利益剰余金	12,253
		自己株式	△277
		その他の包括利益累計額	1,668
		その他有価証券評価差額金	528
		為替換算調整勘定	1,140
		少数株主持分	112
		純資産合計	31,530
資産合計	60,452	負債純資産合計	60,452

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円	百 万 円
売 上 高 価			55,401
売 上 原 価			41,948
売 上 総 利 益			13,452
販売費及び一般管理費			13,073
営 業 利 益			378
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	8		
受 取 配 当 金	28		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	175		
受 取 家 賃	13		
補 助 金 収 入	65		
そ の 他	119		411
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	112		
為 替 差 損	258		
支 払 手 数 料	24		
そ の 他	22		417
経 常 利 益			373
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	15		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	156		171
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	3		
固 定 資 産 廃 棄 損	60		
損 害 賠 償 金	76		140
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			404
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239		
法 人 税 等 調 整 額	18		257
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			146
少 数 株 主 利 益			7
当 期 純 利 益			139

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	7,411	10,362	12,504	△274	30,003
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△390		△390
当期純利益			139		139
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△251	△2	△253
当 期 末 残 高	7,411	10,362	12,253	△277	29,749

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	354	169	△0	523	92	30,619
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△390
当期純利益						139
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	173	970	0	1,145	19	1,165
当 期 変 動 額 合 計	173	970	0	1,145	19	911
当 期 末 残 高	528	1,140	—	1,668	112	31,530

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	9社
主要な連結子会社の名称	ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD. 大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司

なお、当連結会計年度より、新たに設立したジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン, INC. を連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1社
持分法を適用した関連会社の名称	株式会社ジェイ・オー・ファーマ

なお、当連結会計年度において、株式会社ジェイ・オー・ファーマは決算日を3月31日から12月31日に変更しております。

これにより、当連結会計年度における会計期間は9か月となっております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び運搬具	4～17年
工具、器具及び備品	2～20年

無形固定資産…定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司及びバイオニック・メディツインテック GmbHの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### ② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生した連結会計年度において費用処理しております。

#### ③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (5) 表示方法の変更

#### (連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「補助金収入」（前連結会計年度28百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	1,736百万円
機	械	125
土	地	635
計		2,497

上記の資産（いずれも帳簿価額）は、長期借入金1,242百万円、1年内返済予定の長期借入金395百万円、短期借入金1,830百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,414百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	49,466,932株	—株	—株	49,466,932株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①平成26年6月25日開催の第49回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 195百万円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月26日

②平成26年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 195百万円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月10日



(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月19日開催予定の第50回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	195百万円
・ 1株当たり配当額	4円
・ 基準日	平成27年3月31日
・ 効力発生日	平成27年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は主として銀行等金融機関からの借入によっております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理し、リスク低減を図っております。

なお、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する為に実需の範囲で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照下さい）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,711	4,711	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,233	16,233	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,599	1,599	—
資産計	22,544	22,544	—
(1) 支払手形及び買掛金	8,264	8,264	—
(2) 短期借入金	4,770	4,770	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,627	1,701	73
(4) 長期借入金	6,374	6,377	3
負債計	21,037	21,114	76
デリバティブ取引(*)	(10)	(10)	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

### ①ヘッジ会計が適用されていないもの

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

### ②ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものではありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,610百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	644円42銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	2円85銭

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	22,733	流動負債	17,963
現金及び預金	1,128	支払手形	5,424
受取掛手形	4,020	買掛金	2,438
商品及び製品	9,090	短期借入金	4,290
仕掛品	4,951	1年内返済予定の長期借入金	1,450
材料及び貯蔵品	1,554	未払金	1,727
前払費用	1,341	未払費用	133
繰延税金資産	213	未払法人税等	64
未収入金	142	未払消費税	172
その他	95	預り金	6
固定資産	105	賞与引当金	45
有形固定資産	90	資産除去債務	861
建物	24,606	設備関係支払手形	21
構築物	13,003	固定負債	1,327
機械及び装置	2,861	長期借入金	5,542
車両運搬具	174	繰延税金負債	4,960
工具、器具及び備品	3,918	資産除去債務	207
土地	8	その他	129
建設仮勘定	1,690	負債合計	245
無形固定資産	2,580	(純資産の部)	23,506
実用新案権	1,769	株主資本	23,305
ソフトウェア	577	資本金	7,411
その他の資産	241	資本剰余金	10,362
投資有価証券	286	資本準備金	10,362
関係会社株	48	利益剰余金	5,809
関係会社出資金	11,026	利益準備金	721
関係会社長期貸付金	1,621	その他利益剰余金	5,087
破産更生債権等	4,033	別途積立金	4,800
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	287
敷金の他	3,050	自己株式	△277
貸倒引当金	2,000	評価・換算差額等	528
	0	その他有価証券評価差額金	528
	30		
	125		
	168		
	△3		
資産合計	47,340	純資産合計	23,833
		負債純資産合計	47,340

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	40,412
売 上 原 価	30,298
売 上 総 利 益	10,114
販売費及び一般管理費	10,283
営 業 損 失	169
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
受 取 配 当 金	238
受 取 家 賃	30
補 助 金 収 入	65
そ の 他	51
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	71
為 替 差 損	4
支 払 手 数 料	24
そ の 他	16
経 常 利 益	105
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2
投 資 有 価 証 券 売 却 益	156
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	1
固 定 資 産 廃 棄 損	43
税 引 前 当 期 純 利 益	219
法人税、住民税及び事業税	58
法 人 税 等 調 整 額	△23
当 期 純 利 益	185

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	百万円 7,411	百万円 10,362	百万円 —	百万円 10,362
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
別 途 積 立 金 の 積 立				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	7,411	10,362	—	10,362

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	百万円 721	百万円 4,800	百万円 492	百万円 6,014	百万円 △274	百万円 23,513
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△390	△390		△390
当 期 純 利 益			185	185		185
別途積立金の積立						—
自己株式の取得					△2	△2
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△205	△205	△2	△207
当 期 末 残 高	721	4,800	287	5,809	△277	23,305

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 354	百万円 354	百万円 23,867
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△390
当 期 純 利 益			185
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	173	173	173
当 期 変 動 額 合 計	173	173	△34
当 期 末 残 高	528	528	23,833

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械及び装置 4～17年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産…定額法によっております。

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

長期前払費用…均等償却をしております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 5. 表示方法の変更

#### (損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「補助金収入」(前事業年度28百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。



(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	1,617百万円
土	地	619
計		2,236

上記の資産（いずれも帳簿価額）は、長期借入金1,235百万円、1年内返済予定の長期借入金395百万円、短期借入金1,830百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,752百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳額

建	物	110百万円							
構	築	物	6						
機	械	及	び	装	置	78			
工	具	、	器	具	及	び	備	品	7

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,128百万円
短期金銭債務	590

5. 保証債務

以下の関係会社の銀行借入に対し債務保証を行っております。

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	1,309百万円(10百万米ドル)
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	278百万円(2百万米ドル)

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	4,942百万円
仕	入	高	4,690
その他の営業取引高			305
営業取引以外の取引高			249

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	702,455株	9,759株	一株	712,214株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9,759株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び減損損失の否認額等であり、評価性引当金は667百万円であります。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.7%、平成28年4月1日以降のものについては31.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が6百万円増加しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD.	シンガポール	百万シンガポールドル 16	医療機器及び医薬品の製造・販売	(所有) 直接 100%	子会社製品の購入 債務保証	債務保証 (注)1	1,309	-	-
	ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン・インク、INC.	フィリピン パタンガス州	百万フィリピンペソ 212	医療機器の製造	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)2	2,000	関係会社長期貸付金	2,000

上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ジェイ・エム・エス シンガポールPTE. LTD. の銀行借入につき債務保証を行ったものであり、保証料については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン、INC. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件の期間は10年、3年半据置き、半年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 488円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 3円79銭

**独立監査人の監査報告書**

平成27年 5 月12日

株式会社ジェイ・エム・エス  
取締役会 御中

**有限責任 あずさ監査法人**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾 崎 更 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前 田 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月12日

株式会社ジェイ・エム・エス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾 崎 更 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前 田 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社ジェイ・エム・エス 監査役会

常勤監査役 兼 口 昇 万 ㊟

社外監査役 林 原 康 三 ㊟

社外監査役 早稲田 幸 雄 ㊟

社外監査役 池 村 和 朗 ㊟

以 上

